

足利市監査公表第 10 号
平成 24 年 12 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 平成 24 年 11 月 2 日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
財団法人 両毛地区勤労者 福祉共済会	平成 23 年度 両毛地区勤労者福祉共済会 管理運営費等補助金 19,787,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については適正に執行されたものと認められた。
足利市観光協会	平成 23 年度 足利市観光協会補助金 14,280,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・提出した公益事業収支決算書の決算額に誤りがあった。
	平成 23 年度 観光振興事業委託料 13,600,000 円	施設の管理運営等に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。

- 5 意見・要望

足利市観光協会への補助金の交付にあたっては、実績報告書の審査を適切に行う等、交付手続きの適正化を図られたい。